静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月24日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県条例第37号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例(平成12年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表361の項の次に次のように加える。

MACOUNTE OF TEMPLES						
361	不動産特定共同事	小規模不動産特		1件	6万円	
<b>の</b> 2	業法第41条第1項	定共同事業登録		につ		
	の規定に基づく小	申請手数料		き		
	規模不動産特定共					
	同事業の登録の申					
	請に対する審査					
361	不動産特定共同事	小規模不動産特		1件	6万円	
Ø 3	業法第41条第3項	定共同事業登録		につ		
	の規定に基づく小	更新申請手数料		き		
	規模不動産特定共					
	同事業の登録の更					
	新の申請に対する					
	審査					

## 附則

この条例は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成29年法律第46号)の施行の日(平成29年 12月1日)から施行する。